

(庶ろ- 15- B)

平成25年1月9日

地方裁判所事務局総務課長 殿 (東京, 大阪を除く。)

最高裁判所事務総局情報政策課専門官 若 井 啓 悟

刑事裁判事務支援システムにおける記録引継時のチェック機能の修正について (事務連絡)

標記のシステム (以下, 「KEITAS」という。) において記録を引き継ぐ際に終局情報の登録の有無又は事件票の作成の有無をチェックする機能について, チェック対象を下記1のとおり修正することとしました。

これに加えて, 終局情報登録前又は事件票作成前に記録を引き継ぐ場合に備えて, 下記2のとおり, KEITASの設定 (庁別オプション) を変更いたします。

ついては, 修正の前後でシステムの動作に変更が生じることから, 修正後の上記チェック機能の詳細について, 別添「公判部から記録係へ記録を引き継ぐ際のチェックについて」をKEITAS既導入庁向けに作成しましたので, 貴庁及び管内のKEITASが導入された支部においてKEITASの運用に携わる職員に配布してください。

記

1 修正内容及び時期

(1) 修正前

KEITASにおいて公判部と設定されている部署から記録係と設定されている係への引継時

(2) 修正後

KEITASにおいて公判部と設定されている部署又は係から記録係と設定

されている部署又は係への引継時

(3) 修正時期

1月10日(木)午後9時から修正作業を開始する。

2 庁別オプションの変更内容及び時期

(1) 変更対象

庁別オプション設定画面(ZS22)の「事件・記録関係」タブ中、「記録引継選択(事件票エラーチェック時)」及び「記録引継選択(終局情報チェックエラー時)」

(2) 変更内容

いずれも「引継しない」とあるのを「引継する」に変更する。

なお、変更後も、チェック条件に該当する記録引継の場合は、注意喚起のメッセージが表示されることになる。

(3) 対象庁

別紙のとおり

(4) 変更時期

1(3)と同じ(変更作業は当課において実施する。)

(別紙)

今回の修正により設定を変更する庁

1 東京高裁管内

横浜地裁本庁、さいたま地裁本庁、水戸地裁本庁、宇都宮地裁本庁、静岡地裁本庁、同沼津支部、同浜松支部、甲府地裁本庁、長野地裁本庁

2 大阪高裁管内

京都地裁本庁、神戸地裁本庁、同尼崎支部、同姫路支部、奈良地裁本庁、大津地裁本庁、和歌山地裁本庁

3 名古屋高裁管内

名古屋地裁本庁、同岡崎支部、津地裁本庁、岐阜地裁本庁、金沢地裁本庁、富山地裁本庁

4 広島高裁管内

山口地裁本庁、岡山地裁本庁、鳥取地裁本庁、松江地裁本庁

5 福岡高裁管内

福岡地裁小倉支部、長崎地裁本庁、大分地裁本庁、熊本地裁本庁、鹿児島地裁本庁、宮崎地裁本庁

6 仙台高裁管内

福島地裁本庁、山形地裁本庁、盛岡地裁本庁、秋田地裁本庁、青森地裁本庁

7 札幌高裁管内

札幌地裁本庁、函館地裁本庁、旭川地裁本庁、釧路地裁本庁

8 高松高裁管内

徳島地裁本庁、高知地裁本庁、松山地裁本庁

公判部から記録係へ記録を引き継ぐ際のチェックについて

はじめに

刑事裁判事務支援システム（KEITAS）には、公判部から記録係に記録を引き継ぐ際、終局情報の登録漏れ、事件票の作成漏れがないかをチェックする機能がついていますが、公判部及び記録係の設定並びにユーザの登録状況によっては、業務上引き継ぎが必要な場合でも記録の引継ぎができなくなるような場面が生じる可能性があります。

この点、現在は庁別オプションの設定により業務への支障を発生させないようにしていますが、この場合、一定程度同チェック機能が損なわれることとなります。

そこで本書では、同チェック機能を最大限生かしつつ、業務上の支障を生じさせないようにする設定方法について、御説明いたします。

1 チェック機能について

まず、チェック機能がどのような場合に働くのかについて御説明します。

チェック機能には、事件票のチェック機能と終局情報のチェック機能があります。

事件票チェック機能は、事件票を作成する事件（公判請求事件、刑事損害賠償命令事件及び医療観察処遇事件）の記録を、終局情報のチェック機能は、事件票を作成しない事件の記録を、それぞれ引き継ぐ処理を行う場合、事件票が未作成でないか、終局情報が未登録ではないかをチェックする機能です。

チェックの結果、事件票が未作成・終局情報が未登録で、庁別オプションの「事件・記録関係」タブで「記録引継選択（事件票チェックエラー時）」「記録引継選択（終局情報チェックエラー時）」を「引継しない」に選択していた場合は図1、図2のエラーメッセージが表示され、引継ぎはできません。

【終局情報が未登録の場合】

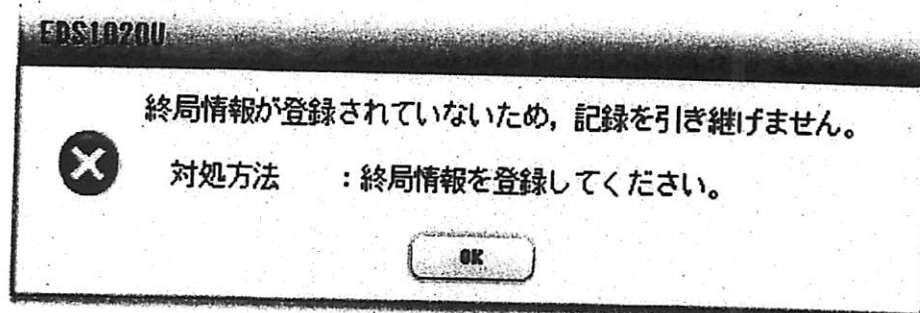


図1

【事件票が未作成の場合】（事件票を作成する事件のみ）

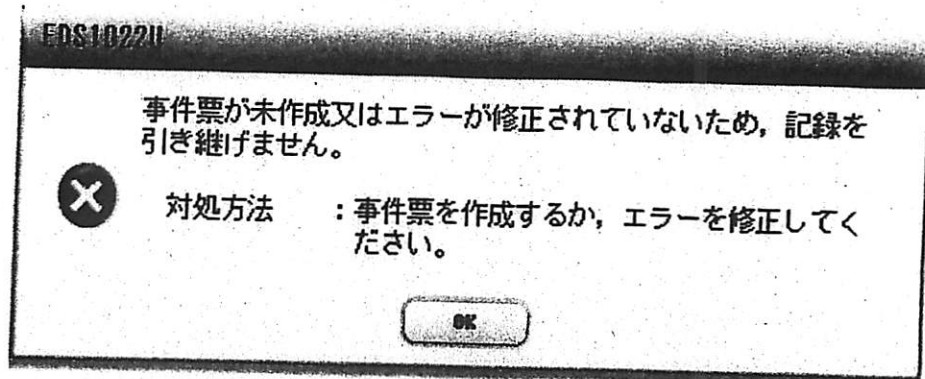


図2

チェックの結果、事件票が未作成・終局情報が未登録で、庁別オプションの「事件・記録関係」タブで「記録引継選択（事件票チェックエラー時）」「記録引継選択（終局情報チェックエラー時）」を「引継する」に選択していた場合は図3、図4の確認メッセージが表示されます。

【終局情報が未登録の場合】

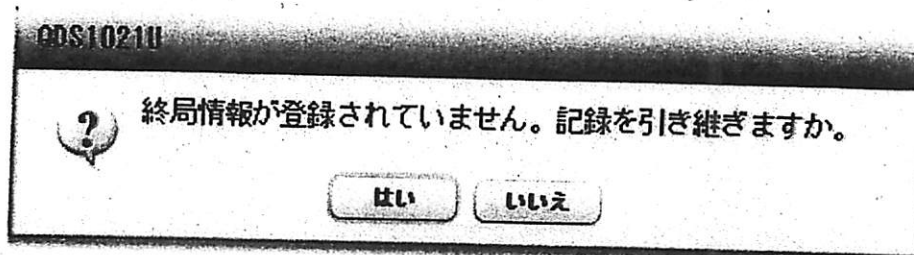


図3

【事件票が未作成の場合】（事件票を作成する事件のみ）

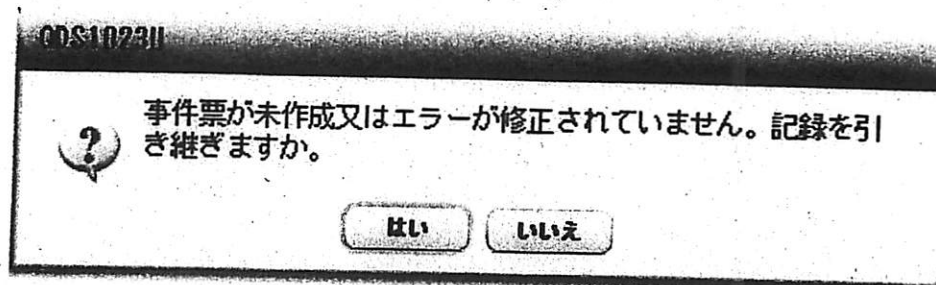
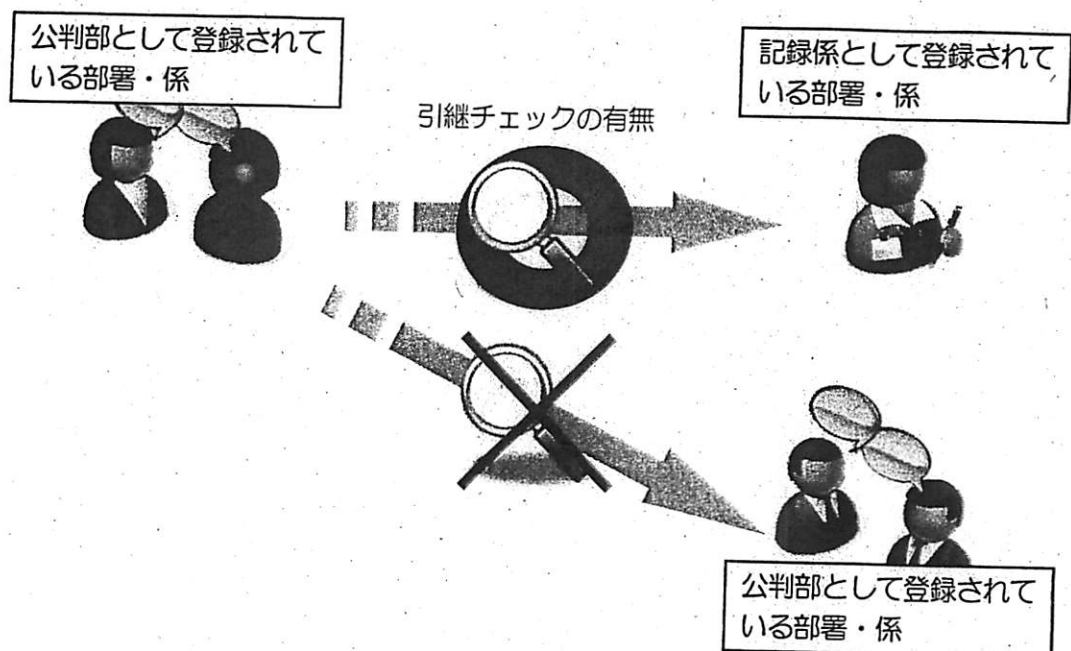


図4

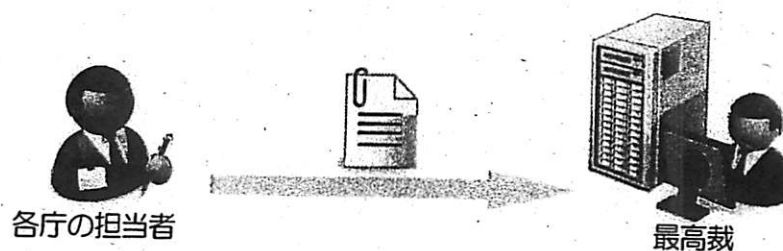
「引継する」を選択していた場合は警告メッセージが表示され、「はい」ボタンをクリックすれば引き継ぐことができます。

2 チェックの対象となる引継ぎについて

1で御説明した二つのチェック機能は、KEITAS上公判部として登録されている部署・係から同じ記録係として登録されている部署・係へ記録を引き継ぐ場合に働きます。



この「KEITAS上公判部として登録されている部署・係」「記録係として登録されている部署・係」とは、具体的には「公判部フラグ」「記録係フラグ」という設定がされている部署・係が該当し、どの部署にそれらの設定をするかは、各庁で本稼働時に定めたものを最高裁で設定しており、KEITASの画面上では確認できません。



「KEITAS上公判部として登録されている部署・係」「記録係として登録されている部署・係」は、必ずしも設定する部署・係の名称が「公判部」や「記録係」という名称であるとは限りません。

また、「公判部フラグ」「記録係フラグ」という名称ですが、公判部フラグを係に、記録係フラグを部署に設定している庁も数多くあります。例えば、第1刑事部の「A係」という係に公判部フラグを設定し、刑事訟廷という部署に記録係を設定しているような場合です。

さらに、部署と係の両方に公判部フラグ・記録係フラグを設定することも可能です。例えば、上の例でいうと、「第1刑事部」と「A係」にそれぞれ公判部フラグを、「刑事訟廷」「事件・記録係」に記録係を設定するような場合です。

このように、部署・係に重複して設定することも可能です。

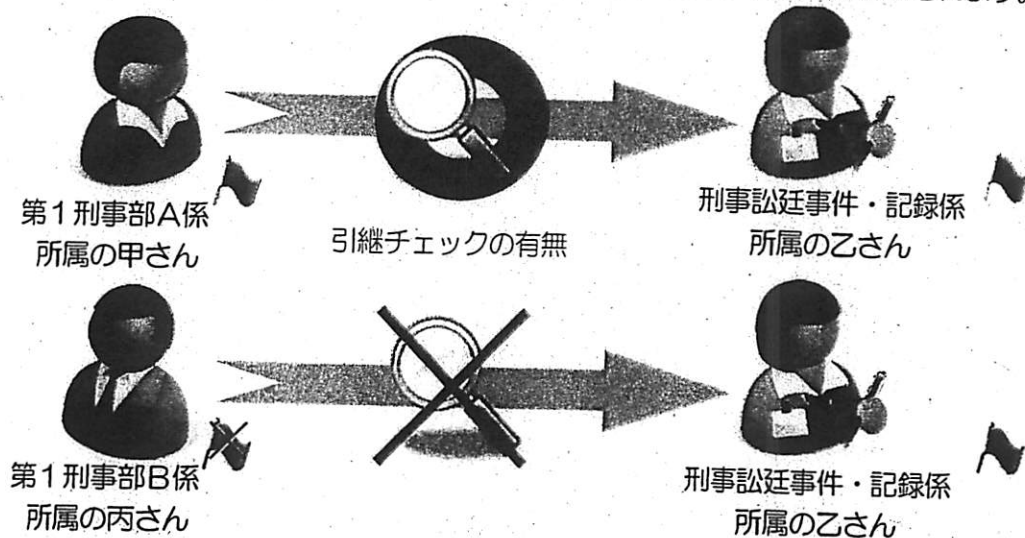
部署	第1 刑事部		第2 刑事部		刑事訟廷	
係	A 係	B 係	A 係	B 係	事件・記録係	庶務係

上記のとおり、KEITAS上公判部として設定した部署・係から記録係として設定した部署・係へ記録を引き継ぐ場合にチェックが適用されますが、KEITASで記録の引継処理を行う場合は、引継元と引継先の部署・係を設定して行うわけではありません。

記録の授受は職員間で行うため、引継元の部署・係と引継先の部署・係は、記録の授受を行う職員がどの部署・係に所属しているかで決まります。

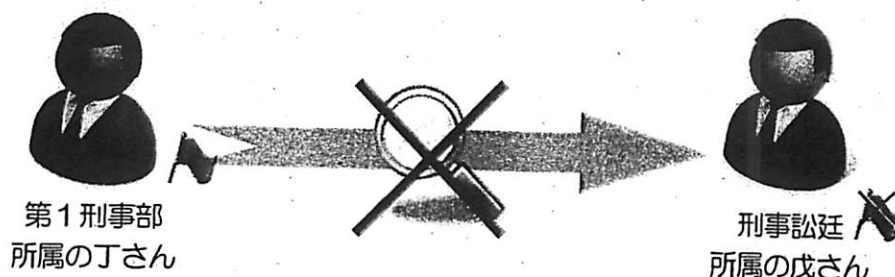
例えば、第1 刑事部A係に所属する甲さんから、刑事訟廷事件・記録係に所属する乙さんに引き継がれる場合、引継元の部署・係は第1 刑事部A係、引継先は刑事訟廷事件・記録係と決まります。

そして、この際、引継元の部署が「KEITAS上公判部として設定されている部署・係」で、かつ引継先の部署が「記録係として設定されている部署・係」の場合に、上記のチェックが適用されます。



また、職員の所属の登録は、部署の設定は必須ですが係は任意です。よって、もし所属の登録が部署だけで係の登録がない職員が記録の引継ぎを行う場合は、所属の部署に「公判部フラグ」「記録係フラグ」が設定されているかでチェックが適用されるかどうかが決まります。

例えば、上記の例でいうと、第1 刑事部所属の丁さんが、刑事訟廷所属の戊さんに記録を引き継ぐ場合は、二人とも係が設定されていないので、それぞれが所属する部署に第1 刑事部と刑事訟廷「公判部フラグ」「記録係フラグ」が設定されているかどうかでチェックが適用されるかが決まります。



以上のとおり、記録引継時のチェックを適切に適用させるには、まず①どの部署・係に「公判部フラグ」「記録係フラグ」を設定するか、という点と、②「公判部フラグ」「記録係フラグ」を設定した部署・係にどの職員を所属させるかという二つを適切に設定する必要があります。

3 チェック対象となる引継ぎの範囲の最適化について

上記のとおり、チェックが実施される引継ぎの範囲は、部署・係のフラグの登録状況及び職員の所属する部署・係の登録状況により変わります。

この点、「記録係フラグ」が「刑事訟廷」という部署に設定され、訟廷事務を担当する職員も係の登録がなく全員「刑事訟廷」の所属となっているなどの理由により、訟廷事務を担当する職員への記録の引継ぎについては、すべてチェックがかかるような設定となっている庁があります。

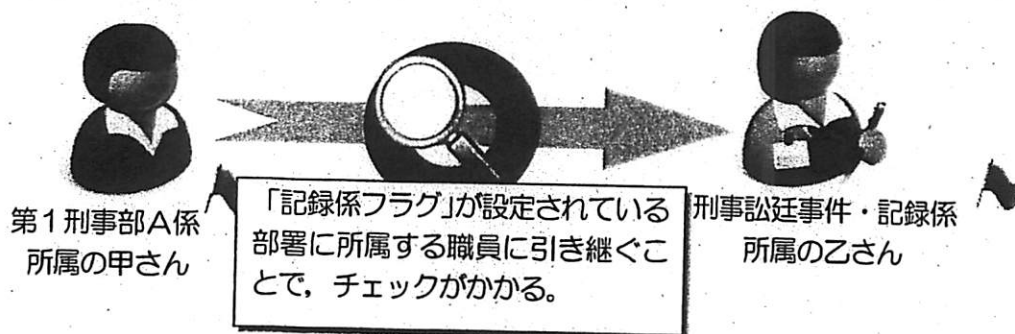
この場合、控訴記録や確定記録を引き継ぐような「通常の引継ぎ」の場合にチェックがかかることには問題ありませんが、業務上終局情報が未登録又は事件票が未作成の事件であっても公判部から記録係への引継ぎが必要な場合、例えば、係属中の本案事件に関連した抗告事件の記録を高裁に送るために公判部から記録係へ引き継ぐような場合（以下、このような引継ぎを「特別な引継ぎ」といいます。）について、引継ぎができなくなります。

そこで、刑事訟廷への引継ぎのすべてにチェックがかかる結果、業務に支障が生じるおそれがある庁については、庁別オプションの設定を変更します（平成25年1月9日付け当課専門官事務連絡「刑事裁判事務支援システムの記録引継時のチェック機能の修正について」でお知らせしたとおりです。）。

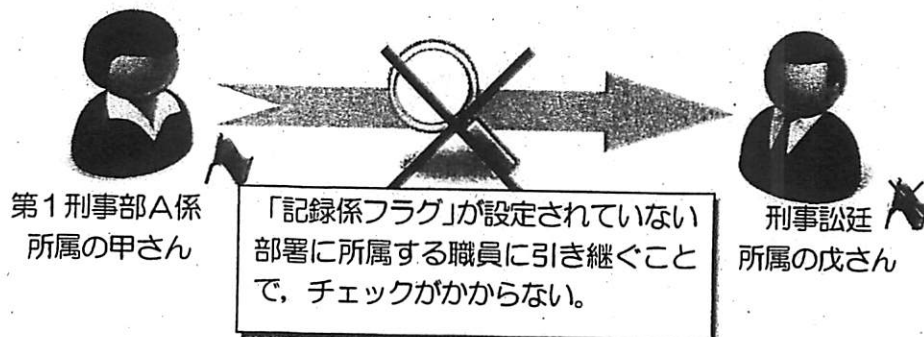
ただしこの変更によると、本来終局結果が未登録又は事件票が未作成のため、業務上記録の引継ぎをすべきではない場合も、一定の操作で引継ぎが可能となります。

これについては、「記録係フラグ」が設定されている係を一部の係に限定し、庁別オプションの設定を「引継しない」と設定することで、その係に引き継いだ場合のみチェックがかかるようにすることができます。

【「通常の引継ぎ」の場合】



【「特別な引継ぎ」の場合】



以下、これを実現するために最適な変更パターンを、庁ごとに示しますので、設定変更の可否を御検討ください（「対象庁」に記載のない庁（支部を含む）については、変更の必要はありません。）。

なお、フラグの設定変更は、KEITASの画面上からは設定できませんので、KEITASユーザサポートまで御連絡ください。

【変更パターン1：「記録係フラグ」が設定されている係があり、そこに所属する職員もあるケース】

●刑事訟廷に設定されている「記録係フラグ」を解除する。

（既に一部の係に「記録係フラグ」が設定され、同係に所属する職員も存在しているため、「通常の引継ぎ」の場合はこの職員に引き継ぐことで、チェックが実施されます。）

対象庁：神戸（本庁及び尼崎支部）、和歌山、福井、金沢、宮崎

【変更パターン2：「記録係フラグ」が設定されている係はあるがそこに所属する職員がいないケース】

●刑事訟廷に設定されている「記録係フラグ」を解除する。その上で、現在「記録係フラグ」が設定されている係に所属する職員を登録する。

（既に一部の係に「記録係フラグ」が設定されていますので、同係に職員を所属させます。その上で「通常の引継ぎ」の場合はこの職員に引き継ぐことで、チェックが実施されます。）

対象庁：さいたま、水戸、宇都宮、前橋、静岡（本庁及び浜松支部）、長野、大津、名古屋・岡崎支部、津、富山、山口、岡山、松江、福岡・小倉支部、熊本、鹿児島、那覇、山形、青森、札幌、函館、旭川、釧路、高松、松山

【変更パターン3：そもそも「記録係フラグ」が設定されている係が存在しないケース】

●刑事訟廷に設定されている「記録係フラグ」を解除する。その上で、「記録係フラグ」を設定した係を登録し、同係に所属する職員を登録する

（「記録係フラグ」が設定されている係と、その係に所属する職員が存在しないので、それぞれ作成します。その上で、「通常の引継ぎ」の場合、この職員に引き継ぐことでチェックが実施されます。）

対象庁：横浜、静岡・沼津支部、甲府、神戸・姫路支部、奈良、岐阜、長崎、大分、仙台、福島、盛岡、秋田、徳島

【その他の変更パターン】

京 都：刑事訟廷の「記録係フラグ」を解除する。その上で、「通常の引継ぎ」を受ける係以外の係に設定されている「記録係フラグ」を解除する。

（「通常の引継ぎ」の場合は、「記録係フラグ」が設定されている係に所属する職員に引き継ぐことでチェックが実施されます。）

名古屋：刑事第1部から刑事第5部までに「公判部フラグ」を設定する。

（「記録係フラグ」は既に「記録係」のみに設定されているため、「通常の引継ぎ」は「記録係」に所属する職員に引き継ぐことでチェックが実施されます。）

鳥 取：刑事訟廷に設定されている「記録係フラグ」を解除する。その上で、「特別な引継ぎ」を受ける係に所属する職員については、係の設定を空欄にする。

（「通常の引継ぎ」の場合は、「記録係フラグ」が設定されている「訟廷係」に所属する職員に引き継ぐことでチェックが実施されます。）

高 知：刑事部訟廷係所属の職員を登録する。

（通常の引継ぎの場合は、この職員に引き継ぐ運用となります。）